㈠　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が30m以上の工事。

㈡　上記㈠及び㈡は同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有し、その他構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㈣から㈥までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㈣　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㈤　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋の工事。

㈥　上記㈣及び㈤は同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記㈠から㈥までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(d)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　異工種ＪＶの協定　異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈡」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)及び(b)の認定（上記７(1)(a)及び(b)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)及び(b)の認定又は上記７(1)(a)及び(b)の一般競争参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)及び(b)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　異工種ＪＶの名称は、「京都第二外環状道路長岡京高架橋下海印寺南工区工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に異工種ＪＶとして参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成22年８月27日

外務省大臣官房会計課長　梨田　和也

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第99号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　73

(2)　調達計画特定役務及び数量　「平成22年度海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」事業実施のための企画等一式

(3)　調達方法　購入等

(4)　調達予定時期　平成22年11月26日～平成23年３月31日

2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の特定役務に関する下記４の説明会に於いて要請する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提供期限　平成22年10月６日午後５時00分（必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　福田　信幸　電話03－3580－3311　内線2144　ＦＡＸ03―5501―8097

3　実施要領の交付　本公表に基づき資料等提出に関心を有する者に対し、実施要領を説明会にて交付する。

4　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。

(1)　開催日時　平成22年９月16日午前11時00分

(2)　開催場所　外務省入札・開札室206号室

5　その他

(1)　上記４の説明会に出席を希望する者は、平成22年９月15日午後５時00分までに下記(2)に示す申込先に書面により申込をすること（様式適宜）。なお、申込方法は、原則ＦＡＸによることとする。

(2)　申込先　外務省領事局海外邦人安全課　天野　真吾　電話03―3580―3311　内線5142　ＦＡＸ03―5501―8156

(3)　この調達計画の詳細は調達説明書による。

6　Summary

(1)　Classification of the services to be procured : 73

(2)　Nature and quantity of the services to be required : Advertising services, 1 set

(3)　Type of the procurement : services

(4)　Time-limit for the submission of the requested material : 5 : 00 p.m. October 6, 2010

(5)　Contact point for the notice : Shingo Amano, Japanese Nationals Overseas Safety Division, Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 Ext. 5142 FAX 03―5501―8156

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成22年８月27日

契約責任者

独立行政法人国立印刷局

財務担当理事　大野　雅人

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

1　調達内容

(1)　品目分類番号　12

(2)　購入等件名及び数量

製版機器等　一式

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　平成22年９月17日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒105―8445 東京都港区虎ノ門二丁目２番４号　独立行政法人国立印刷局財務部調達業務担当　正田　昇　電話03―3587―4315

3　仕様書案の交付

(1)　交付期間　平成22年８月27日から平成22年９月17日まで

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ

4　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 12

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : Equipments for Plate Making : 1 set